

原産品申告書兼明細書
(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所 [] CO., LTD. 3707, XYZ ROAD, CAIRNS, AUSTRALIA	
2. 仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合) Invoice No. [], 2018.09.18 B/L No. []	
No. 1	3. 製品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量 男子用パンツ (スタイル番号 [])、 50pcs × 500 箱、N/W 5,000kg、G/W 7,500kg [] (IN DIA) C/T No:#1-500
	4. 関税分類番号 (6 桁、HS 2012) [] 資料 2 参照
	5. 適用する原産性の基準 [<input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input type="checkbox"/> PSR (<input type="checkbox"/> CTC・ <input type="checkbox"/> VA・ <input type="checkbox"/> SP・ <input type="checkbox"/> DMI・ <input type="checkbox"/> ACU)] 該当する基準すべてに✓
	6. 上記 5. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> [] どの国の原産材料又は非原産材料か? ④細幅織物(第 58.06 項) [] ③編物(第 60.05 項)、⑦ボタン(第 96.06 項)、⑧ファスナー(第 96.07 項)、⑨ラベル(第 58.07 項) [] ①編物(第 60.01 項)、②編物(第 60.04 項)、⑤不織布(第 56.03 項)、 ⑥縫糸(第 54.01 項) <製造工程> 豪州ケアンズ内の輸出者工場にて以下の工程を経て製品を生産する。 上記材料①~⑥を [] を経て、 ⑦~⑨を []、

本品を金属検査実施後、包装する。

<原産性について>

非原産材料を使用して生産された本品が満たすべき
品目別規則〔 〕は

〔 〕

である。

本品の非原産材料である⑦及び⑧は附属書2注釈7の規定により考慮せず、④及び⑨はこの規則を〔 〕。

また、③は、この規則を〔 〕が、〔 〕であることから、第3.4条3(b)の適用により、本品はオーストラリア原産品で〔 〕。

上記事実は別添の材料一覧表及び加工工程表によって確認することができる。

資料3参照

規則を満たすか満たさないか

原産品であるかないか

No. 2 <<複数品目の場合、上記3~6の項目について記載>>

7. その他の特記事項

8. 以上のとおり、3. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日〔 〕

作成者の氏名又は名称〔 〕印又は署名

作成者の住所又は居所〔 〕

代理人の氏名又は名称 **財務ロジスティクス(株)** 印又は署名

代理人の住所又は居所 **東京都千代田区霞が関 3-1-1**

※W0：完全生産品、PE：原産材料のみから生産される産品、PSR：実質的変更基準を満たす産品、CTC：関税分類変更基準、VA：付加価値基準、SP：加工工程基準、DMI：僅少の非原産材料、ACU：累積